

2020年5月18日

静岡県教育委員会

教育長 木苗 直秀 様

静岡県高等学校障害児学校教職員組合

執行委員長 深田 祐文

「新型コロナウイルス感染症への対応」に関する申し入れ（第4次）

新型コロナウイルスへの対応にご尽力いただいていることに敬意を表するとともに、静岡高教組の申し入れを受けて、具体的かつ迅速に対応いただいていることに感謝いたします。

5月15日、県教委は県立学校の臨時休校について、6月1日としていた学校再開を5月25日に前倒しすると発表しました。すでに各校では、分散登校などは実施されているものの授業再開に向けての方策は確定できずにいます。また、授業時間を確保するため、土曜授業・7限授業や長期休暇の短縮などの対策も考えられていますが、生徒たちに過剰な負荷を課すことの逆効果が心配ですし、エアコンなどの設備が十分整っている状況にはありません。学校を再開するにあたり改めて下記の事項を要請します。

記

1、生徒と教職員のいのちと健康を守ることを第一とすること。

(1) 学校再開後の感染リスク回避のため以下のことを行うこと。

① 生徒・教職員用のマスク、消毒液（噴射器）、体温計などを十分に確保すること。

また、感染リスク回避のために現場から要望のあった物品を至急購入すること。
そのために学校経営予算を増額し、学校ごとの柔軟な対応を保障すること。

② 教室内の過密な状況を解消して感染リスクを下げるため、複数集団に分けて少人数による授業・HRを「可能な限り」ではなく、徹底させること。少人数指導が可能となるような条件整備を早急に行うこと。

③ 保健室内での感染を防止するため、発熱等で早退する生徒が保護者の迎えを待つ待機場所を保健室とは別に確保すること。

(2) 授業時数を確保するため、機械的に夏季休業期間は2週間あればよしとするのではなく、地域や学校の実態を踏まえ、各学校で弾力的に対応するものであることを徹底すること。

(3) 再び感染拡大が起こった場合は、速やかに休校の措置を検討すること。

(4) 児童生徒・保護者・教職員から感染者が出た場合、偏見や差別、風評被害などが起こらないよう人権的配慮を徹底すること。

2、生徒への対応

- (1) 学校再開後は授業を行う時間の確保を最優先とすること。しかし、土曜授業や7時間目の設定、夏季休業日の設定については、教師・生徒の過度の負担にならないよう学校の実情に応じて柔軟に対処できることを徹底すること。
- (2) 本人や同居家族の基礎疾患等の状況から感染を心配し、「登校させたくない」「登校したくない」と希望する場合に、対策を十分に説明することはもちろんだが、登校を無理強いしないこと。そのような場合も、出席停止扱いにすること。
- (3) 教職員が生徒と向き合う時間を確保するため、次の措置をとること。
 - ① 県教委主催の事業（行事）や出張（会議、研修）および調査、報告は大幅に削減すること。
 - ② 学習の遅れを補うための授業、学習指導、感染リスク回避のための少人数授業ができるだけの教員数を確保すること。
 - ③ 長期休業を短縮する場合には、エアコン設置計画を前倒しで進めること。
- (4) 部活動の再開にあたっては、児童生徒のいのちと健康・安全の確保、学習保障、また、教職員が感染防止対策に集中できるような観点を貫くこと。
- (5) 生徒・保護者に必要な経済的な支援を行うこと。就学支援金の所得制限を緩和すること。奨学給付金の要件を緩和すること。また、保護者の経済状況の悪化による緊急の申請に対して速やかに手続き進められるよう配慮すること。
- (6) 生徒の進路保障のため、実施時期の変更などを関係機関へ働きかけること。
- (7) 今後の休校に備え、タブレット等の用意、Wi-Fi環境の整備などオンライン授業の実施に必要な条件整備を早急に進めること。

3、教職員への対応

- (1) 職員室・保健室等の密集・密接・密閉を解消するために必要な設備、備品を揃えること。
- (2) 特定警戒都道府県に居住する職員、および通勤に公共交通機関を長時間利用せねばならない職員については、引き続き在宅勤務を選択しやすくすること。あるいは時差をもうけての出勤とすること。
- (3) 今年度の教員免許更新期限を1年以上延期することを緊急に国に要請すること。
- (4) 「1年単位の變形労働時間制」導入をすすめることは断じてしないこと。

以上